



新中国における人民幣の発行と流通

メタデータ	言語: jpn 出版者: 室蘭工業大学 公開日: 2014-05-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 三木, 毅 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10258/3085

新中国における人民幣の発行と流通

三 木 毅

Issue and Circulation of People's Notes in New China

Takeshi Miki

Abstract

The purpose of this treatise is to introduce the monetary system in New China.

At the beginning of the liberation war, the monetary system in Liberated Areas was, so to speak, "Dezentralisiertes Notenbanksystem", which one Liberated Area has one money. When Liberated Areas were isolated from one other, it was the most suitable method, indeed.

But, with the liberation of the mainland, the situation changed, necessitating a change in monetary policy as well. For this reason, the monetary system alternated between "Dezentralisiertes Notenbanksystem" and "Zentralisiertes Notenbanksystem".

In November 1, 1948, the People's Bank of China was established and issued bank notes called "People's Notes".

In October 1, 1949, the Central Government began to rule over the people. On March 3, 1950, the Central Government published "Decision on the Centralisation of Financial and Economic Work". Thus the monetary policy was centralised by the Central Government. The monetary work unifying currencies was finished at the end of 1951.

I 開 題

人民幣の発行開始から中華人民共和国の成立まで、すなわち一九四八年十二月一日から一九四九年十月一日までの期間は、新中国における独立的、統一的、安定的貨幣制度の設立過程であり、貨幣流通計劃化を実現する斗争過程であるといわれる。¹ これに随えば、人民幣による

1 曾凌，韓雷共著，一九四八至一九四九年解放区的貨幣流通，經濟研究，第3号，P.109.

地方貨幣の統一から第一次五ヶ年計案確定まで、すなわち一九四九年十月から一九五五年三月までの期間は、独立的、統一的、安定的貨幣制度を一層鞏固にし、貨幣流通の計劃化を実現し発展させた過程であると見做すことができる。

新中国における貨幣の歴史は、第二次革命戦争時期、一九二八年四月井崗山の会師以後における各革命根拠の貨幣使用、一九三一年十一月七日江西瑞金の中華ソビエト共和国成立後における国家銀行の貨幣発行にさかのぼる事ができる。その後日中事変および第三次革命戦争の時期、抗日根拠地および解放区に十数行の銀行が設立され、貨幣制度が大いに発展し、十三種にのぼる地方貨幣の発行を見ている。²

第三次革命戦争の初期は、各解放区が分割され、したがって当時の貨幣制度は、いわゆる統一指導、分散管理方式にもとずき、一解放区、一銀行、一貨幣の分散発行制を採用した。革命戦争の勝利にともない、解放区は拡大、連結し、一九四八年十一月中国人民銀行が設立され、十二月人民幣を発行し、地方貨幣の回収を進め、統一発行制を踏出した。一九五〇年三月統一国家財政経済工作が実施され、いわゆる統一指導、統一管理方式により、地方貨幣回収の最終段階を完了し、統一発行制を確定した。

Ⅱ 人民幣の発行

一九四八年十一月二十二日華北人民政府は、山東省政府、陝甘寧辺区政府、晋綏辺区政府と協議し、華北、華東、西北の三区を統合した。³ それにともない華北銀行、北海銀行、西北農民銀行を合併し、中国人民銀行を創設して旧華北銀行を總行とし、一九四八年十二月一日華北解放区の政経中心地である石家荘において中国人民銀行券、通称人民幣の発行を開始した。⁴

一九四七年秋人民解放軍は守勢から攻勢に転じ、華北鉄道の沿線各都市を攻略し、晋綏解放区、晋察冀解放区、晋冀魯豫解放区、山東解放区をつらね、それまで分割されていた華北地区を整合した。かくて華北地区は破壊された交通を復旧し、経済を再建するにつれて、市場の連繫も恢復し、一箇の經濟圏を形成するにいたつた。

華北地区を解放した人民解放軍の任務は、楊子江を渡河し、華中、華南の各省を解放し、全

2 陳仰青、鄭伯彬、黃元彬、朱紹文、竜一飛、李紫東共著、關於人民幣的若干理論問題、P. 7.

3 各省の異名略名は次の通りである。

河北省—冀、燕	江西省—贛	甘肅省—陝、陝西、甘	察哈爾省—察
山東省—魯、齊、山左	福建省—閩	四川省—蜀、川	綏遠省—綏
河南省—豫	浙江省—越、浙	広東省—粵	寧夏省—夏
山西省—晋、山石	湖南省—湘	広西省—桂	青海省—青
江蘇省—吳、寧、蘇	湖北省—鄂	雲南省—滇、滇南	西康省—康
安徽省—皖、徽	陝西省—秦、關中、陝	貴州省—黔、黔西	新疆省—新

4 曾凌、韓雷共著、一九四八至一九四九年解放区の貨幣流通、經濟研究、第3号、PP.109—110.
王静然、金融政策常識講話、第一論人民幣の歴史發展簡述、經濟周報、一九五二年、第二九期。

国統一を完成することであつた。こうした軍政上の客観状況は、華北地区における軍事的、政治的、経済的諸力を動員し、前線を支援することを要求した。この要求に立つて、晋察冀辺区行政委員会と晋冀魯豫辺区政府とを統合して華北人民政府を組織し、同時に晋察冀辺区銀行、冀南銀行を合併して華北銀行を設立し、さらに華北地区の財經工作进行を統一し、生産を恢復し、物資交流をさかんにする必要から、華北銀行を改組して中国人民銀行を創立し、人民幣を発行するにいたつたのである。

Ⅲ 解放区における地方幣貨とその統一

日中事変および第三次革命戦争の過程において、抗日根拠地および解放区は、軍事的に分割、封鎖、包囲され、各地は独立的な財經工作をとり、独立的な作戦を行う必要があつた。こうした状況の下に各抗日根拠地は根拠地内の財産、物資を保護し、戦争を支持するため、各自独立的に貨幣を発行し、これを地域内唯一の法定貨幣とし、敵性貨幣の浸入を防止する措置を実施した。

日中事変終結時、抗日根拠地に流通の貨幣は次の通りである。⁵

貨幣名称	流通区域
陝甘寧辺区銀行券 (後に陝甘寧辺区貿易公司流通券がある)	陝甘寧辺区
西北農民銀行券	晋綏辺区
冀南銀行券	晋冀魯豫辺区
晋察冀辺区銀行券	晋察冀辺区
北海銀行券	山東区
華中銀行券	華中区
南方銀行券	広東東江抗日根拠地

終戦後第三次国内革命戦争となり、以前の抗日根拠地は解放区となつたが、従前と同様分割、封鎖、包囲の状況の下で、独立的な貨幣制度を維持し、法幣、金円券の、いわゆる偽幣の浸入を防止し、解放区の財産、物資を保護し、第三次革命戦争を支援しなければならなかつた。

解放区の拡大と新設にしたがい、一解放区一貨幣の原則のもとで、日中事変中発行された貨幣の外に、新たに次の如き貨幣の発行をみている。⁶

5 曾凌、韓雷共著、一九四八至一九四九年解放区の貨幣流通、經濟研究、第3号、P.113.

6 曾凌、韓雷共著、上掲論文、上掲書、P.113.

貨 幣 名	流 通 区 域
東 北 銀 行 券	東 北 解 放 区
関 東 銀 行 券	旅 順, 大 連 地 区
長 城 銀 行 券	冀 熱 遼 解 放 区
中 州 農 民 銀 行 券	中 原 解 放 区

各解放区においてそれぞれ独立的な貨幣をもつ、いわゆる分散発行制の特質は、当時の革命進展の特質に照応する自然的な制度であつた。解放区が分割、封鎖、包囲の状況下に点在していたため、地方的な貨幣を分散発行することは当時として唯一、可能な形式であつた。しかも

解放戦争は最も困難な時期であり、一解放区における軍事行動は進退常なく、ときに一解放区を放棄することがあつても、当解放区の奪われた貨幣で、他解放区の物資を購入することができず、したがつて他解放区の財産、物資の掠奪を防止することができたのであつて、当時の軍事的状況からして分散発行は絶対必要な制度であつた。又各解放区の経済実勢が異なる環境のもとで、相互に経済的影響を阻止することができたのであつたし、とくに各解放区間に交通が杜絶し、物資の交流関係が成立していないのであるから、したがつて事実上統一貨幣を必要とせず、それらの経済的状況からみて分散発行は最も事理的な制度であつた。⁷

一九四七年秋以来解放戦争は拡大、発展し、一九四八年華北、西北の各地区を完全に解放し、一九四九年華東、華南の諸地区を解放して中国全土の統一を基本的に完了した。解放区経済から国民経済への進展の過程は、貨幣の地方的分散発行から全国的統一発行への発展過程である。この過程は、解放区における地方貨幣の統合、人民幣による地方貨幣の回収統一過程である。いうまでもなく、新中国の貨幣制度は革命と不可分の関係にある。人民幣による貨幣統一を革命の状況に則して考えれば、これを三箇の段階に分けることができる。

第一段階は一九四七年秋から一九四八年十一月の間である。この期間に地方貨幣の混合流通が行われ、統一の準備条件を整備する。

一九四七年年末から逐次解放区は地理的に連結され、経済関係を恢復し、物資交流を発展させ、これにともない各解放区貨幣の相互流通が行われるようになった。すなわち各解放区における貨幣の混合流通は次の通りであつた。⁸

東北地区—長城銀行券、関東銀行券、東北銀行券の三種混合流通。長城幣、関東幣が発行停止して東北幣が主要通貨となる。

華北地区—一九四八年四月以来晋察冀辺区銀行券と冀南銀行券が十対一の比価で混合流通。

晋察冀辺幣が発行停止して冀南幣が主要通貨となる。

華東地区—陝甘寧辺区銀行券、陝甘寧辺区貿易公司流通券、西北農民銀行券の三種混合流。

7 彭迪先、何高箸共著、貨幣信用論大綱、P. 330.

8 曾 凌、韓雷共著、一九四八至一九四九年解放区の貨幣流通、経済研究、第3号、PP. 113—114.

彭迪先、何高箸共著、上掲書 PP. 331—332

郭矯沂、人民幣史話、経済導報、一九五五年、第九期。

一九四八年一月陝甘寧辺区幣、陝甘寧貿易券が発行停止して西北農民幣が主要通貨となる。

中原解放区一中州農民銀行券が統一貨幣となる。

この地方貨幣の地区的混合流通は、地区間の物資交流につれて、さらに地域的混合流通に発展する。

一九四八年十月五日華北の冀南幣、晋察冀辺幣と東北の北海幣との相互流通が宣告され、固定比価は冀南幣一元対北海幣一元、晋察冀辺幣十元対北海幣一元と決定した。

一九四八年十月二十日西北の西北農民幣と華北の冀南幣、晋察冀辺幣の相互流通、固定比価は冀南幣一元対西北農民幣二十元、晋察冀辺幣一元対西北農民幣二元となる。

一九四八年十一月十五日北海幣と華中幣の等価相互流通が公布された。

この一連の措置は華北、華東、西北の三大解放区の貨幣が初歩的統一工作を完了したことを意味するもので、固定比価、混合流通は複雑な各解放区貨幣を系列化し、中国人民銀行における統一貨幣発行のための条件を創造するものであつた。⁹

第二段階は一九四八年十一月から一九四九年十月までの間でであり、この間に貨幣統一の基本的完了をみる。

第三次革命戦争の主たる作戦は華北を中心として展開され、したがって華北地区の解放は最も早く、晋綏解放区、晋察冀解放区、晋察魯豫解放区、山東解放区を統合して華北解放区の建設をみている。こうした事態は、貨幣流通において、次の如き軍経両面の要求をうみだした。¹⁰

軍事状況の発展につれて戦局は大野戦兵団の協同作戦となり、そのための物資供給は一解放区のみで負担することができず、したがって兵站工作上、作戦諸地区における統一貨幣の使用が切実に要求された。他面各解放区が連結し一箇の拡大した経済圏を形成する経済的局面の展開に応じて、各地区間の交易関係が恢復し、物資交流がさかんとなつてくると、貨幣が統一されないことは、交易発展の最も大きな障碍となり、又将来解放される大都市において偽幣を迅速に駆逐し、市場秩序を立て、物価を安定する手段として、統一貨幣の発行が強く要求されていたのである。

かくて一九四八年十二月一日中国人民銀行が創設され、まず華北の統一貨幣として人民幣を発行した。当時天津は華北第一の都会で、経済の中心であり、物資集散の中枢であつて、天津には人民幣を主要通貨として冀南幣、晋察冀辺幣、東北幣、長城幣等各種の地方貨幣が流通していた。一九四九年一月十八日中国人民銀行天津分行は華北人民政府の規定にもとづき、各貨幣の固定比価を次の如く公布している。¹⁰

人民幣一元に対して

9 彭迪先、何高峯共著、貨幣信用論大綱、P.332.

10 曾 凌、韓雪共著、一九四八至一九四九年解放区の貨幣流通、経済研究、第4号、PP.114.115.

冀南幣一〇〇元

晋察冀辺幣一,〇〇〇元

西北農民幣二,〇〇〇元

北海幣一〇〇元

陝甘寧貿易券二,〇〇〇元

東北幣二〇〇元

長城幣二〇〇元

熱河幣一,〇〇〇元

冀熱遼辺幣（冀、熱、察辺区における晋察冀辺区銀行の発行した冀熱遼の文字が印刷されているもの）五,〇〇〇元

華中幣一〇〇元

中州農民幣三元

一九四八年十二月以来人民幣によつて華北の冀南幣と晋察冀辺幣、華東区の北海幣と華中幣、西北区の西北農民幣、陝甘寧辺幣と陝甘寧貿易券が回収され、一九四九年三月にいたつて中原区の中州農民幣が発行を停止し、人民幣一元対中州農民幣三元の比価で混合流通し、逐次人民幣によつて回収された。人民幣はすでに華北区、華東区、西北区の統一貨幣としてその信用基礎をかためていたが、ここに中州農民幣を回収して人民幣による中原地区の統一を完了し、いわゆる「票子過江」の基礎を決定した。¹¹

一九四九年四月人民解放軍は長江渡河作戦を行い、人民幣はこれに随つて南下した。六月以後全国的規模で地方貨幣を回収し、一九四九年末には東北幣、内蒙古幣、閩東幣、南方幣、新疆銀元券、西藏の銀元と藏鈔を除き、人民幣による地方貨幣の基本的統一工作进行を完成した。

第三段階は一九四九年十月から一九五一年十一月までの間である。この間に全国地方貨幣統一の完全な終了をみた。

一九四九年十月一日中華人民共和國が正式に発足し、中央人民政府が成立した。全国解放によつて物資交流は全国的規模となり、東北幣、新疆銀元券等の存在は物資交渉の障碍となつてきた。もともと東北幣の回収が遅れていた主な理由は次の通りである。東北区の解放が比較的早く、物価が安定していたが、閩内は解放作戦がいまだ完全に終結せず、物価安定にはなお努力を必要とした。東北区が閩内の戦争と物価変動の影響をさけ、早急に生産を恢復し、財政上経済上全国を支援するため、東北原有の独立貨幣制度を維持することを決定したものである。内蒙古幣、新疆銀元券は少数民族地区の政治、経済状況を顧慮してその回収が延期されている。

11 彭迪先、何高箸共著、貨幣信用論大綱、PP. 334—335。

中国人民銀行總行、關於統一幣制問題的答覆、一九五一年四月六日、政務院財政經濟委員會編、中央財經政策法令彙編、第三輯。

現在西藏に銀元と藏鈔の流通があるが、上記と同様の事情による。一九四九年以後全国物価が安定し、工農生産が迅速に恢復し、人民の購買力が普遍的に高まり、全国的規模の物資交流が要望される状況下では、すでに東北幣、新疆銀元券等の特殊性が消滅し、それらの回収が必要となった。

一九五〇年六月粵、贛、湘辺区および閩、粵、贛辺区流通の南方幣は完全に人民幣によつて回収され、華南、華中の幣制が統一した。

一九五一年四月人民幣による東北幣、内蒙古幣の回収が、人民幣一元對東北幣、内蒙古幣九元五角の比価で行われた。

一九五一年十一月一日新疆において維吾爾文^{ウイグル}の人民幣を発行し、新疆省銀行発行の銀元券を回収した。

西藏には銀元と藏鈔が流通しているが、すでに発行を停止している。

上述の通り、一九四七年から一九五一年の期間に、人民幣による地方貨幣の回収が行われ、新中国の幣制統一工作が完了する。この統一工作過程にとられた原則は

- 一 合理的比価
- 二 固定比価 混合流通
- 三 固定比価による全部回収
- 四 市場安定

である。¹² 固定比価は各地区の物価水準にもとずき決定されることはいうまでもない。固定比価、混合流通は地方貨幣の合併過程にとられた過度的方法であるが、これによつて隔離された各地区間の経済関係を急速に恢復し、発展させることができ、市場の混乱を阻止することができたのである。混合流通はさらに一步を進めて特定貨幣の発行停止となり、事実上主要通貨を決定し人民幣による回収の条件を造出したのである。回収にあたり市場の安定を保証するため、漸進方法を採用し、一方において専門的な回収工作进行を組織し、他方において国营企業、国家機関、合作社の業務活動中に回収すべき貨幣を受入れ、支出せず、流通中の回収貨幣の減少を極力進めたのである。

Ⅳ 法幣、金円券および銀元券の回収

法幣は一九三五年十一月四日の新貨幣令によつて現れた中央、中国、交通、農民の四行銀行券である。一九三五年中に四億元を発行、一九三七年日中事変勃発当時は十四億元にすぎない。しかし一九四五年六月その発行額は戦前の三百倍、一九四五年六月から一九四八年八月の三

¹² 曾 凌，韓雷共著，一九四八至一九四九年解放区の貨幣流通，經濟研究，第5号，PP. 114—115.

年間に一千五百余億倍に膨張した。このため幣価は戦前の〇.〇〇〇〇〇〇二となつた。¹³

金円券は法幣の幣価下落に対処して一九四八年八月一九日の幣制改革によつて発行され、金円券一元対法幣三百萬元の比価で交換した。金円券の当初発行額は二億元、しかし、その後わずか十月たらずの一九四九年五月には二十四万倍に膨張し、幣価の下落はなほだしく発行当時の〇.〇〇〇〇〇〇〇〇一となつた。¹⁴

銀元券は一九四九年六月二十二日に発行され、銀元券一元対金円券五億元で兌換した。

法幣、金円券および銀元券の、いわゆる偽幣の処理に対して二方針が採用実施された。¹⁵

その一は駆逐、排済の方針である。一九四九年一月天津解放の時、天津軍事管制委員会は即日偽幣を非合法貨とし、その授受を拒否しうることを公布した。ただし市民の困難を考慮し、暫時流通を許し、次の方法をとつた。すなわち金円券十萬元以上を所有するものは税関あるいは工商局で登記手続を行い、これを携帯し、解放区を出境して換物して入境すること。十萬元以下を所有するものは中国人民銀行天津分行の各中心兌換所で登記し、敵幣携帯証をうけ、出境し換物して入境する。もし自身で携行が困難であれば、とくに中国人民銀行の兌換機構において時価による人民幣との兌換をうける。この方法は主として金円券を敵地区に駆逐することを目的とするものであつた。

その二は迅速的、全面的、無制限的、無差別的兌換方針である。一九四九年五月下旬上海解放の時、国民党はわずかに華南、西南の少数地方で銀元券を発行していた。金円券はすでに六十七万九千余億元の発行をみてをり、その購買力は金価に比べて発行当初の一千万分の一に下落し、まさに一文の価値もなかつた。しかし人民の打撃を考慮し人民幣一元対金円券十萬元の比価で全面的、無制限的、無差別的な回収を行い、七日間でこの回収を完了した。回収金円券は三十六億元に達した。これは総発行額の実に五十三%をしめる額である。

銀元券に対しては、これを廢紙とし、回収しないことを宣言した。このため人民は銀元券の使用を拒否し、その流通は市場から消滅した。

上述で略々明らかであるが、偽幣回収の具体的方法は

一 流通禁止 定価兌換

二 期限付兌換停止

である。¹⁶ 兌換比価は解放戦争の進行にしたがい漸次低下した。兌換期限は一般に短く、最長

13 黄 達、国民党反動統治下の貨幣制度害死人、財政經濟出版社編、發行新的人民幣的意義与作用、P. 85.

郭橋沂、紙幣漫話、經濟導報、一九五五年、第八期。

14 黄 達、上掲論文、上掲書、P. 89.

黄元彬、偽金円券の大洗却、天津大公報、一九五五年三月七日。

15 曾 凌、韓雷共著、一九四八至一九四九年解放区的貨幣流通、經濟研究、第3号、P. 118.

16 曾 凌、韓雷共著、上掲論文、上掲書、第3号、P. 117.

で十日から半月をでることはない。兌換と同時に偽幣による敵地区における換物を奨励し、その地区の経済攪乱を計った。この方法をとつたのは革命初期の形勢が「敵強我弱」であり、経済上偽幣をもつて必要物資を獲得し、新都市を解放した場合の兌換工作は偽幣を掌握することが目的とされたからであつて、偽幣を早急にはき出させるため比価を低くし、期限を短かくし物資の移出制限を緩和する等、比価と期限はこの目的にそうて決定されたのである。

北京、天津の解放直後、偽幣兌換に際して工人、職員、学生、市民の優得措置を採用し、金円券五百元を限度として優待比価兌換を行つた。この比価は一般より高く、たとえば一九四九年一月二十二日の一般比価は金円券八元対人民幣一元、優待比価は金円券三元対人民幣一元であつた。優待兌換期間は一般兌換期間より短く、天津では十日、各人の兌換は一回限り、適当な機関の証明を必要とした。この方法の長所は基本大衆たる工人、職員、学生、市民をして人民銀行に対する明かな認識をもたせ、基本大衆の利益を考慮した点にある。しかし解放初期大衆の身分を区分することが困難であり、優待比価と一般比価の差が大きいところから兌換投機が発生し、流弊多く、偽幣の肅清に障害となり、そのためこの方法は他の解放区において継続実施されることはなかつた。¹⁷

解放戦争後期において偽幣問題はそれ以前と様相を大いに異にした。国民党政府は台湾に逃避し、貨幣発行は不可能となり、すでに偽幣は廢紙となつた。しかし一定の比価で偽幣を回収したのは、主として人民の損失を軽減するためであつた。

偽幣の回収における各時期、各地の兌換比価は下の通りである。¹⁸

一九四九年一月二日 天津 人民幣一元対金円券六元

一九四九年二月五日 北京 人民幣一元対金円券一〇元

一九四九年四月二十八日 南京 人民幣一元対金円券二、五〇〇元

一九四九年五月三十日 上海 人民幣一元対金円券一〇〇、〇〇〇元

一九四九年十一月一日 広州 人民幣一、五〇〇元対銀元券一元

一九五〇年三月十日 重慶 人民幣一〇〇元対銀元券一元

V 外国貨幣、外国爲替の統一管理

中国における外国銀行発券の歴史は清朝末期光緒中葉にはじまり、一九三一年の自発的発券停止におわる。しかし外国銀行の発券権は完全に消滅したのではなく、革命戦争中には滙豐銀行 (Hongkong and Shanghai Banking Corporation)、麦加利銀行 (Chartered Bank of India, Australian and China) 等はその発券権を放棄してはならない。¹⁹

17 曾 凌，韓雷共著，一九四八至一九四九年解放区的貨幣流通，經濟研究，P. 117.

18 周有光，人民幣の歴史發展，經濟周報，一九五二年，第五期。

19 張家驥，中国之幣制，P. 35.

解放戦争末期中国流通の主要な外国貨幣は、大中都市に流通の米国弗券と華南流通の香港弗幣である。法幣、金円券の減価によつて、多くの都市で米国幣、香港幣が事実上法幣に代り主要通貨の地位をもつていた。²⁰

これらの外国貨幣による経済収奪を阻止し、独立的な幣制を確立するため、次の具体的方法を行つた。²¹

一 流通禁止

二 合理的な幣価による回収実施

三 流通禁止と一定期間の兌換工作後における外国為替管理辦法による処理

人民幣による回収以後、外国為替管理辦法による処理は次の如く実施された。すなわち本国人と外国居留民とをとわず、外国貨幣の所有者は一定期間内に人民銀行あるいは指定機関で兌換、もしくは外国貨幣預金を契約する。公務あるいは旅行で入国するものは、外国為替および手形を人民銀行あるいは中国銀行国境兌換機構で人民幣と交換、もしくは外国貨幣預金、いわゆる原幣預金を行う。原幣預金は一般に人民幣で払戻し、特別の許可のない限り、外国為替で払戻しはできない。しかし出国の際には外国貨幣で払戻しされる。

この方法は外国貨幣、外国為替を所有する者が、一定期間内に国家銀行に進んで預金することを奨励し、外国為替の相場を合理的に決定する必要から出たものであつた。

Ⅶ 金銀の流通、私的売買の禁止

金銀はながく中国における投機の対象物で、物価変動の重要な素因をなし、紙幣減価の場合には、計価の標準となり、事実上の主要貨幣となるものであつた。²²

解放の初期、金銀は多くの都市と農村において主要通貨であり、金銀売買と投機が一般に行われた。この金銀の売買投機には、一は一部の工人、職工、学生、市民が通貨膨張から受ける損失を免れ、購買力を維持し、生活必需品を保証するため行うものと、二は投機そのものを目的として奸商が利益のために行うものがある。一は人数が多いが、額は小さく、二は人数が少いが額が大きい。²³

金銀の所有、流通に関する基本原則は共同綱領第三十九条に規定されるが、これの具体方法は

一 金銀投機活動の禁止

二 小額の金銀をもつ工人、職工、学生、市民に対しては折実貯蓄を行い、購買力を維持

三 旧来の金店銀樓の営業範囲を制限、金銀地金の売買禁止、飾品原料は国家銀行が配給

20 曾 凌，韓雷共著，一九四八至一九四九年解放区的貨幣流通，經濟研究，第3号，P.118，

21 曾 凌，韓雷共著，上掲論文，上掲書，P.119.

22 彭迪先，何高箏共著，貨幣信用論大綱，P.334.

23 曾 凌，韓雷共著，上掲論文，上掲書，第3号，P.121.

- 四 人民の金銀所有を許可
- 五 貴金属の増産奨励
- 六 工業と医薬の金銀需要は国家が提供
- 七 金銀の出国、入国は登記申告方法を採用

である。²⁴

金銀の流通禁止は一九四九年六月上海解放後行われ、人民幣の流通によつてその貨幣的使用は完全に消滅した。

Ⅶ 人民幣のデノミネーション

人民幣は過去の通貨膨張と解放初期の通貨増発の環境の中で発行されたため、次の如き欠陥

を持っていた。²⁵

一 票面額がきわめて大きい。人民幣の単位は元であるが、物価計算は最小が数百元、一般に一萬元で、計画、予算の数字は事毎に万億元をもつて計算しなければならなかった。一元は完全に実際計算の意義を失つていた。この現象は経済工作上多くの不便をうみ、計算、記帳に困難をきたし、人力物力を浪費した。

二 種類が多く紙質不良で印刷技術が悪い。このため識別が困難で、とくに文盲の農民、少数民族の色、図景による票面額の判断を不可能にし、紙幣の整理、修理に人力物力を浪費し、さらに偽造変造を容易にした。

三 票面印刷の文字は一部が蒙古文、^{ウイグル}維吾爾文を使用しているが、大部分は漢文を使用している。このため少数民族地域の流通をさまたげていた。

一九五〇年三月統一国家財政経済工作が実施され、いわゆる四平、すなわち財政収支の平衡、物資調達処理の平衡、現金収支の平衡、国際収支の平衡を実現した。財政収支の平衡は貨幣増発による赤字補填を必要とせず、商品流通の要求によらない貨幣発行の矛盾を解消し、物資調達処理の平衡は生産の恢復、発展を基礎に商品流通を把握し、全国の購買力の変化に応じて商品供給を計画的に調節することができた。現金収支の平衡は貨幣流通を掌握してこれを商品流通と貨幣の季節的需要に適應して計画的に調節し、国際収支の平衡は国内物価を上昇させる外為的な影響を緩和することができたのである。²⁶

このように一九五〇年三月以来物価変動の要困が排除され、物価は全く安定し、一九五二年工農生産は戦前水準に恢復し、新たな発展の段階に入った。物価安定期になると上述の人民幣の欠陥は交易と計算にきわめて不便であり、ひいては国家計劃経済建設の大きな障碍となつた。

かくて一九五五年三月、いわゆるデノミネーションが次の方法によつて実施された。²⁷

24 曾 凌、韓雷共著、上掲論文、上掲書、PP.121—122。

25 韓 雷、発行新幣の意義与作用、財政経済出版社編、発行新的人民幣の意義与作用、PP.29—30。

26 政務院、關於統一国家財政經濟工作的決定、一九五〇年三月三日。

三木毅、新中国における統一国家財政經濟工作について、室蘭工業大学研究報告、第一卷、第五号。

27 国務院、關於發行新的人民幣和收回現行的人民幣的命令、一九五五年二月二十一日。

三木毅、新中国における人民幣デノミネーションについて、京都大学經濟論叢、第七六卷、第五号。

一 中国人民銀行は一九五五年三月一日から新人民幣を発行して旧人民幣を回収、新幣面額は主幣が一元、二元、三元、五元、十元、輔幣が一分、二分、三分、五分、一角、二角、五角で、票面文字は西藏文、蒙古文、^{ウイグル}維吾爾文、漢文の四種である。

二 交換比価は新幣一元対旧幣一万元である。

三 五万元、一万元の旧幣が三月三十一日で流通禁止、四月三十日で兌換停止、五千元、五千元以下の各種旧幣が五月十日で流通禁止、六月十日で兌換停止される。

四 兌換にあたっては、氏名、職業、住所を申出る必要がなく、個人、団体、階級、数量を問わず一律平等に行われる。

五 損欠幣の兌換は当初損欠四分の一以下全額、四分の一から二分の一半額、三分の一以下兌換不能であつたが、五月以後五分の一以下全額、五分の一から二分の一半額、二分の一以下兌換不能となる。

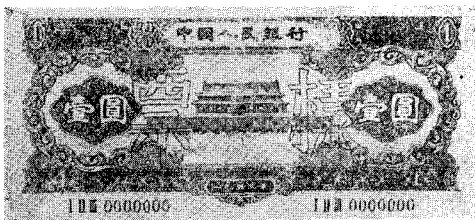
六 兌換機関は中国人民銀行本分支店および委託機関で、定置の外移動の兌換所も設置する。

七 新幣の発行、旧幣回収と廃棄の監督、検査は中央監察部の指示により各級監察機関が行う。

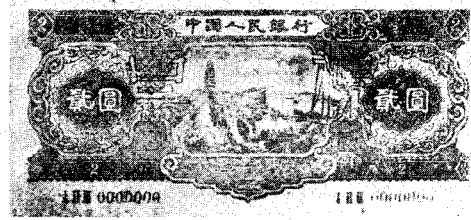
新幣は好看、好算、好使用、好記帳であるといわれる。新幣は中国人民の生活から十二年間打続いた通貨膨張の痕跡を徹底的に払いおとし、新中国の経済を苦返えらせた。元は本来の面目を恢復した。²⁸

28 新人民幣の图案を示せば次の通りである。

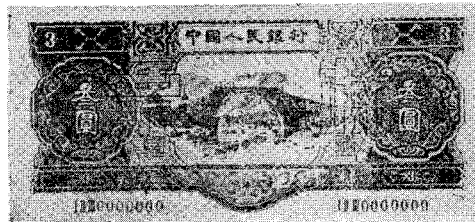
一 元 券



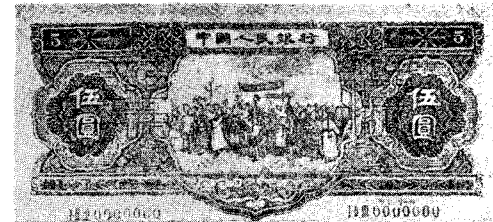
二 元 券



三 元 券



五 元 券



(經濟導報、一九五五年、第九期)

VIII 結 語

人民幣の発行および流通の過程は、中国革命の過程である。

この過程は、換言すれば人民幣の社会性の変質過程でもある。²⁹

新中国の経済は、これを二つの段階にわけて考察できる。一は一九五二年までの恢復期、二は一九五三年からの発展期である。

恢復期において、国家の任務は破壊された経済生産力を急速に恢復することであつた。このため国家は私人資本主義経済と个体経済の生産性を刺激し、同時に国营经济、合作社经济を指導的地位に発展させなければならなかつた。私人資本主義経済は利用、制限、改造の過程にありながら広い範囲の活動が許され、个体経済も組織化を強化しつつもその独自の活動が支持された。このため資本主義的商品流通法則が作用し、人民幣は資本用具としての社会的機能を發揮していた。

発展期、すなわち計劃経済の時期において、国家の任務は大規模な社会主義工業を建設し、農業生産を組織し、私人資本主義経済を徹底的に改造することであつた。このため四種経済成分の生産と商品流通を把握し、監督し、商品と非商品の生産、配合を計劃し、国营经济の指導権を確立し、^{どくりっさいさん}経済核算制を強化し、私人資本主義経済を経済計劃に服従させ、国家資本主義化する必要があつた。この時期に社会主義的發展法則が作用し、人民幣は計劃監督の用具としての社会的機能を働かせている。

要するに恢復期においては計劃性の異なる経済成分が存在し、人民幣流通の計劃化は困難であるが、発展期においては国营经济が支配的地位に成長し、人民幣流通の計劃化が急速に進み、人民幣は国民経済計劃化の重要な組成部分をなしているのである。³⁰

(昭和31年 4月30日受理)

29 三木毅、新中国における人民幣デノミネーションについて、京都大学経済論叢、第七七巻、第五号。

30 陳仰青、鄭伯彬、黃元彬、朱紹文、竈一飛、李紫東、共著、關於人民幣的若干理論問題、PP. 24—25。

曾 凌、韓雷共著、一九四八至一九四九年解放区的貨幣流通、經濟研究、第3号、PP. 111—112。